

神戸港発着クルーズへの海外からの誘客促進事業 補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日 港湾局長決定

令和 7 年 4 月 1 日 改正

(通則)

第 1 条 神戸港発着クルーズへの誘客促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この補助金は、インバウンドを対象とした神戸港発着クルーズと飛行機や神戸市内の宿泊を組み合わせた募集型企画旅行等の催行に要する経費に対して支援を行うことで、神戸港発着クルーズへの海外からの誘客を促進し、神戸港を発着するクルーズ船の利用拡大と神戸港の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

ク ル ー ズ：船内での 1 泊以上の宿泊を伴い、寄港地での観光等だけでなく船内での余暇活動の提供を目的として運航される客船（原則、フェリー等の定期航路事業は除く。）による船旅。

神戸港発着クルーズ：クルーズの起点または、終点に神戸港が含まれるクルーズ。

フライ&クルーズ企画：神戸港発着クルーズと飛行機を組み合わせた企画旅行商品。飛行機の利用については、往復利用だけでなく、往路のみ、復路のみの場合も対象。また、船社の下で航空機を手配する場合も対象。

乗船前下船後宿泊企画：神戸港発着クルーズの乗船前もしくは下船後に神戸市内の宿泊施設での宿泊を組み合わせた企画旅行商品。船社の下で神戸市内の宿泊施設を手配する場合も対象。

(対象者)

第 4 条 補助事業の対象となる者は、インバウンドを対象に神戸港発着クルーズを含む旅行商品を販売する旅行会社（関係法令に適合する資格を有する法人又は団体。以下「旅行商品造成者」という。）、船社の下で宿泊先や移動の手配を行うランドオペレーター、その他市長が認める者とする。

(対象経費)

第 5 条 補助事業の対象となる経費は、インバウンドを対象に旅行商品造成者等が実施する神戸港発着クルーズを含む募集型企画旅行等の催行に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 神戸空港もしくは関西国際空港(国際便)を利用するフライ&クルーズ企画の催行にかかる費用

(2) 乗船前下船後宿泊企画の催行にかかる宿泊費用

- 2 交付申請を受け付けた年度の前年度に支出した経費を含むものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で次に掲げる額とする。

- (1) 神戸空港もしくは関西国際空港(国際便)を利用するフライ&クルーズ企画の催行にかかる費用

1件につき対象経費の1/2(上限額:10万円)を補助する。

※消費税及び地方消費税の還付を受ける場合は、対象経費は消費税抜きの金額。

- (2) 乗船前下船後宿泊企画の催行にかかる宿泊費用

1件につき対象経費の実費を上限として、以下のとおり補助する。

催行人数	1～10人の場合	100,000円
	11～20人の場合	200,000円
	21人以上の場合	300,000円

(対象要件)

第7条 対象要件は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 当該企画の募集が行われていること。
- (2) 神戸市が実施する対象経費にかかる他の補助金等を受けていないこと。
- (3) 当該年度内に申請企画の催行実績があること。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする旅行商品造成者等(以下「申請者」という。)は、補助金規則第5条第3項に基づき補助金の交付を申請するときは、次の各号に定める書類を、当該クルーズの催行後2週間を目途(1か月以内)に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 補助事業実績報告書(様式第2号)
- (3) 事業の実施状況及び事業の経費を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、補助金額を確定し、補助金交付決定通知書(様式第3号)により速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等不交付決定通知書(様式第4号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条による交付決定後、補助事業者等の振り込み指定口座に補助金を支払うものとする。

- 2 補助金の支払いにあたっての振込手数料は市が負担する。

(交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、補助金規則第 19 条に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 5 号）により当該補助事業者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（関係書類等の整備）

第 12 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、証拠書類及びその他補助事業の実施に係る関係書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から 5 年間保管しなければならない。

3 市長は、必要があるときは、補助事業者に対し前項の帳簿及び書類の提出を求めることができる。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この交付要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この交付要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 5 条の対象経費は、令和 7 年 4 月 1 日以降に支出した経費のみを対象とする。

令和 年 月 日

神戸港発着クルーズへの海外からの誘客促進事業

補助金交付申請書

神戸市長宛

住所

団体名

代表者名

電話番号

（振込先口座）

金 融 機 関 名		銀行		支店
預 金 種 目	1. 普通 2. 当座 その他（ ）			
口 座 番 号				
口座名義（カナ）				

※口座名義は、補助事業者等と同一の名義であること。

下記補助金の交付について、申請します。

記

ツアー名称		
補助金等の額		
算出の基礎	・添付資料のとおり	
添付資料	・補助事業実績報告書(様式第2号) ・事業の実施状況及び事業の経費を証する書類	
神戸市が実施する対象経費にかかる他の補助金を受けているか (該当するものに○、「はい」の場合は補助の対象とならない)		はい ・ いいえ

※表中「補助金等の額」は、以下のとおり算出し合計額を記載すること。

- (1) 神戸空港もしくは関西国際空港(国際便)を利用するフライ&クルーズ企画の催行費用
1件につき対象経費の1/2（上限額：10万円）
- (2) 乗船前下船後宿泊及び乗船前下船後宿泊企画の催行にかかる宿泊費用
1件につき以下のとおり（対象経費の実費が上限）
催行人数 1～10人の場合 100,000円 11～20人の場合 200,000円
21人以上の場合 300,000円

令和 年 月 日

神戸港発着クルーズへの海外からの誘客促進事業
補助事業実績報告書

下記事業について、その実績を報告します。

記

ツ ア ー 名 称	
企 画 実 施 年 月 日 （ 期 間 ）	令 和 年 月 日 ～ 令 和 年 月 日
客 船 名	
客 船 入 港 場 所	
出 発 空 港	
到 着 空 港	
利 用 便	
利 用 宿 泊 施 設	
補 助 金 の 額	円
添 付 書 類	・旅行行程表 ※任意様式 ・広告（写し可） ・当該補助事業に関し事業者等へ支払ったことを証明する書類（写し可） ・乗船前下船後宿泊の場合は、宿泊人数を証する書類（写し可） ・参加者概要（市町村名/参加人数/性別内訳など） <記載例> 〇〇国籍 〇名（うち、男性〇名 女性〇名） 〇〇国籍 〇名（うち、男性〇名 女性〇名）

※ 支払い先が複数ある場合、支払いが証明できるものを全て添付すること。

（ 公 印 省 略 ）
神 港 振 第 号
令 和 年 月 日

神戸港発着クルーズへの海外からの誘客促進事業
補助金交付決定通知書

（申請者名） 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

ツ ア ー 名 称	
補 助 金 の 交 付 対 象 事 業 及 び そ の 内 容 等	補助事業交付申請書（様式第1号）、補助事業実績報告書（様式第2号）に記載のとおり
補 助 金 の 額	円
交 付 の 条 件	・申請者は、補助金規則及び補助金交付要綱に従うこと。

（ 公 印 省 略 ）

神 港 振 第 号

令 和 年 月 日

神戸港発着クルーズへの海外からの誘客促進事業
補助金不交付決定通知書

（申請者名） 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 ツアー名称

2 不交付とした理由

（ 公 印 省 略 ）
神 港 振 第 号
令 和 年 月 日

神戸港発着クルーズへの海外からの誘客促進事業
補助金交付決定取消通知書

（申請者名） 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 神港振第 号で交付決定した事業については、下記のとおり
交付決定を取消したので通知します。

記

ツ ア ー 名 称	
補 助 金 の 額	円
取消しの理由	